

監 査 公 表

令和6年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が高知市長からあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年5月29日

高知市監査委員 細 川 哲 也
 高知市監査委員 金 子 努
 高知市監査委員 高 木 妙
 高知市監査委員 藤 川 裕 介

令和6年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置等の状況は、下記のとおりである。

記

指摘事項等	措置状況
管財課 第3章 監査の結果及び意見 3 監査の結果及び意見（総論） （総3）【意見】関連所管課における連携体制の整備 現状、「公共施設マネジメント推進本部会」に諮られている市有財産の処分等の方針決定においては、財産政策課が所管課として情報収集、運営事務等を行っている。一方で、用途廃止され普通財産となった土地は、所管課で管理すべきものを除き、管財課に引き継がれるのが通常のプロセスとなっており、所管課と管財課が連携して具体的な処分等の検討、準備手続、実際の処分手続を行っている。適時適切な遊休資産の処分等の実施には、意思決定及び実務手続という観点から関連所管課の連携が必要不可欠であり、処分等のボトルネック解消に向けた取	管財課 第3章 監査の結果及び意見 3 監査の結果及び意見（総論） （総3）【意見】関連所管課における連携体制の整備 遊休資産の利活用方針を総括する財産政策課と財産処分事務を総合調整する管財課が連携し、未利用地の所管課に対し能動的にアプローチ・事務支援することにより、未利用地の売却等の有効活用を促進していくことといたしました。

組について、今後さらに各所管課に対して積極的に助言・指導できる連携体制を構築することが望まれる。	
財産政策課 第3章 監査の結果及び意見 3 監査の結果及び意見（総論） （総9）【意見】遊休資産等一覧の情報更新 当初、市の作成している「遊休資産等一覧」に記載されていた項目は、「住所」「所在名称」「登記地目」「合計面積」「価格」「価格備考」「利用状況」「利用備考」「財産分類」「建ぺい」「所管課」「都計区」「用途地域」であった。 本監査における調査では、「取得価額」「評価額」「現況地目」「現況面積」に基づき、遊休となった経緯、今後の利活用方針の確認を行った。本来であれば、このような情報が集積され、定期的に遊休資産の棚卸、再検討要否の確認等が行われるべきである。 本監査における調査結果を受けて、財産政策課では、既に「遊休資産等一覧」と調査結果の情報を紐付け、各項目を追加及び更新している。今後、継続的に同項目に関する更新を行い、再検討すべき案件の定期的な確認等を実施する体制の構築が望まれる。	財産政策課 第3章 監査の結果及び意見 3 監査の結果及び意見（総論） （総9）【意見】遊休資産等一覧の情報更新 御意見を受けまして、令和7年2月に「遊休資産等一覧」に各項目を追加及び更新し、令和7年4月には全庁照会で遊休資産の状況調査を行い、内容を最新の情報に更新いたしました。 今後も定期的に遊休資産の状況を確認するとともに、情報を更新してまいります。
管財課 第3章 監査の結果及び意見 3 監査の結果及び意見（総論） （総11）【意見】固定資産台帳と財務書類の整合確認 令和4年度の「固定資産台帳」の事業用土地の簿価合計と「令和4年度高知市財務書類」の「別紙1 一般会計等貸借対照表の内容に関する明細」の「資産項目の明細」「①有形固定資産	管財課 第3章 監査の結果及び意見 3 監査の結果及び意見（総論） （総11）【意見】固定資産台帳と財務書類の整合確認 高知市財務書類の公表に当たっては、財務書類を作成する財政課と財務書類の基礎となる固定資産台帳のデータを提供する管財課の両課におい

の明細」における事業用資産の土地金額が一致しなかった。理由について確認したところ、「令和4年度高知市財務書類」の別紙1が令和3年度のものとなっていたことが判明した。 「固定資産台帳」の作成を行う所管課と「高知市財務書類」の作成を行う所管課が異なることから、「高知市財務書類」の最終的な公開のプロセスにおいて誤って前年度の情報のまま公表をしてしまったとのことであった。 本監査期間中の所管課に対する確認後、速やかに修正が行われ、既に適切な別紙に差し替えられている。関連所管課間において十分に連携確認がされていたとしても、結果として公表誤りが生じてしまっているため、最終公表物の確認方法について見直しを行うことが望ましい。	て、最終公表物の確認を行うことといたしました。
住宅政策課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 1 未利用土地 未-1 No.1909,1910 1.【意見】指定管理者との連携強化 朝倉曙町西市営住宅 使用されなくなった市営住宅に関する安全管理の指針及び条例はないということであり、指定管理者と未利用の市営住宅に関する安全管理の確認項目のすり合わせを行い、具体的な安全性、管理効率性のある対応を検討することが望まれる。 また、基本協定書第21条に基づき、指定管理者に対し当該自動車が放置されていないか等の確認・調査報告を求め、必要に応じて本市としても実地調査又は必要な指示をすることが望まれる。	住宅政策課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 1 未利用土地 未-1 No.1909,1910 1.【意見】指定管理者との連携強化 朝倉曙町西市営住宅 使用されなくなった市営住宅の安全管理については、これまでも指定管理者が定期的な巡視を行うとともに、適宜、市へ報告・協議しながら、危険箇所への対策、不法投棄への対応、残置物の撤去、侵入防止措置、除草などを行ってまいりました。今回の御意見を踏まえ、改めて指定管理者に安全管理及び報連相の徹底を指示いたしました。 違法駐車車両についても、適宜、指定管理者から報告や相談を受け対応しているところですが、改めて指定管理者に対し、警察への通報、所有者

	照会及び撤去の要請等を徹底するよう指示いたしました。なお、指摘のあった車両については、すでに所有者によって撤去されております。
住宅政策課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 1 未利用土地 未-5 No.2166 1.【意見】指定管理者との連携強化 長浜山根市営住宅 使用されなくなった市営住宅に関する安全管理の指針及び条例はないということであり、指定管理者と未利用の市営住宅に関する安全管理の確認項目のすり合わせを行い、具体的な安全性、管理効率性のある対応を検討することが望まれる。	住宅政策課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 1 未利用土地 未-5 No.2166 1.【意見】指定管理者との連携強化 長浜山根市営住宅 使用されなくなった市営住宅の安全管理については、これまでも指定管理者が定期的な巡視を行うとともに、適宜、市へ報告・協議しながら、危険箇所への対策、不法投棄への対応、残置物の撤去、侵入防止措置、除草などを行ってまいりました。今回の御意見を踏まえ、改めて指定管理者に対し安全管理及び報連相の徹底を指示いたしました。 なお、指摘のあった未解体部分の建物については、令和6年度中に解体工事が完了し、跡地についてもロープ張りにより侵入防止措置を講じております。
みどり課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 1 未利用土地 未-6 No.4779 1.【意見】遊休資産としての報告の遅延 曙公園 令和6年4月以前の遊休資産としての報告は実施されておらず、背景は不明である。都市計画廃止決定から5年経過しており、その期間は放置されていた可能性があり、効率的な運用がされていなかったと考えられる。遊休資産としての報告を適時に行うことは遊休資産の効率	みどり課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 1 未利用土地 未-6 No.4779 1.【意見】遊休資産としての報告の遅延 曙公園 当該未利用土地については、都市計画廃止決定後の報告手続が遅延しておりました。今後は、都市計画の廃止決定等により資産の利用目的が失われた場合には、速やかに遊休資産としての報告を行うよう、課内会議（毎月開催の係長以上参加定例会議）の議題として取り上げ、報告漏れや遅延が生

的な利活用を検討する上で重要な前提であることから、遊休資産としての報告が遅延しないよう、所管課内における周知徹底と報告体制の構築が望まれる。	じないよう運用管理を徹底することとし、令和7年5月の課内会議において報告体制の周知徹底を図り、今後も適時に遊休資産の報告を行う体制を維持していくことを確認いたしました。
みどり課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 1 未利用土地 未-6 No.4779 2.【意見】安全管理の対応 曙公園 所管課において、未利用資産の安全管理及び整備の指針は存在していない。現地の状況として、治安上の懸念は多くないものの、駐車場が隣接していることから、駐車場の所有者及び利用者の事故、悪影響につながる可能性もある。周辺地域住民の安全対策等の観点と効率性を鑑みて、状況に応じた最低限の管理基準を設ける等の管理方法について所管課内において協議されることを検討されたい。	みどり課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 1 未利用土地 未-6 No.4779 2.【意見】安全管理の対応 曙公園 当課では未利用資産の安全管理及び整備に関する指針をこれまで策定しておりませんでした。今回の御意見を受けまして、課内で協議の上、当該未利用土地の維持管理（除草・剪定等）及び安全対策（転落等危険箇所の対応）を盛り込んだ維持管理方針を策定いたしました。策定した維持管理方針に基づき、当該未利用土地の維持管理及び安全対策を適正に実施いたします。 なお、維持管理に必要な経費は来年度予算に計上し、外部委託により適切に実施することとしています。
保育幼稚園課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 1 未利用土地 未-7 No.5513 1.【意見】利活用方針の再議論 種崎西保育園 公共施設マネジメント推進本部会では基本的に過去に判断されているものは再度扱われない運用となっているが、本案件のような実質的な放置案件について、定期的に見直し、再議論を図ることを検討されたい。	保育幼稚園課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 1 未利用土地 未-7 No.5513 1.【意見】利活用方針の再議論 種崎西保育園 令和7年度高知市公共施設マネジメント推進本部会において、該当の遊休資産の活用について、再協議を行い、売却を進めることが決定いたしました。
管財課	管財課

第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 1 未利用土地 未-14 No.61367 1.【意見】所管課、財産区分の明確化 浦戸地区普通財産（宅地） 現在、普通財産となっているが、浦戸城天守閣跡地として看板も整備されており、また、史跡であれば行政財産とも捉えられる。 近年は地元住民の連絡窓口として民権文化財課や観光企画課が対応しており、史跡であり観光資源でもあること等から、所管課の変更を検討されたい。	第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 1 未利用土地 未-14 No.61367 1.【意見】所管課、財産区分の明確化 浦戸地区普通財産（宅地） 管財課が所管する当該普通財産の土地については、桂浜公園の区域内に位置しているため、公園敷地として行政財産に分類替えの上、所管換えすることについて、当該公園を所管する観光企画課と協議を行いました。協議の結果、当該土地上の宗教施設に係る政教分離上の課題が一定整理されるまでは、管財課所管の普通財産として存置することとなりました。
保育幼稚園課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 1 未利用土地 未-27 No.61732、61733、61734 1.【意見】利活用の慎重な検討の必要性 （旧）秦中央保育園 利活用方針の決定には、民意の反映が前提になるものの、貴重な市有財産であることから、経済的な観点として一部の売払いを含む収入面での検討を漏らすことなく、また、長期的な遊休期間が生じないよう、柔軟かつ慎重な検討がなされることが望まれる。	保育幼稚園課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 1 未利用土地 未-27 No.61732、61733、61734 1.【意見】利活用の慎重な検討の必要性 （旧）秦中央保育園 地元住民からの要望を受けまして、地域の安全・安心・地域づくりを重視し、地域主体で整備・管理する防災コミュニティ広場として土地を活用することとなりました。それに伴い、令和7年度に保育幼稚園課から地域コミュニティ推進課に所管換えを行っております。
地域コミュニティ推進課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 1 未利用土地 未-28 No.61796 1.【意見】契約書の文言の訂正 南万々町内会集会所用地 令和5年7月1日付け土地使用貸借契約書第1条（貸付物件）の「所在」欄の記載の一部を二重線で訂正しているが、訂正箇所についての訂正内容の記入	地域コミュニティ推進課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 1 未利用土地 未-28 No.61796 1.【意見】契約書の文言の訂正 南万々町内会集会所用地 令和7年8月25日に相手方である南万々町内会会長へ連絡し、令和7年8月25日付け「7コミ推第865号」で訂正する旨の決裁を行いました。

及び訂正印の押印がなされていない。明らかな誤字であり契約内容への影響はないものと思料されるが、契約書の文言を訂正する場合には訂正内容の記入及び訂正印の押印の徹底が望まれる。	その後、契約書を相手方から受け取り、令和7年9月2日に適正な処理をした契約書をお渡ししております。
管財課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 1 未利用土地 未-30 No.61909 2.【意見】遊休資産としての報告及び利活用方針の決定 朝倉地区普通財産（雑種地） 遊休資産としての報告がされておらず、利活用の方針が決定していない。土地の評価額が小さくないことから、利活用方針を早急に決定すべきである。	管財課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 1 未利用土地 未-30 No.61909 2.【意見】遊休資産としての報告及び利活用方針の決定 朝倉地区普通財産（雑種地） 当該市有地については、隣接する里道（いわゆる「赤線」）と合わせて道路の用に供されてきた経過があり、現在もその利使用状況に変わりがないと認められることなどから、現状では処分不適当な土地であると判断いたしました。
管財課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 1 未利用土地 未-34 No.62685 1.【意見】財産区分の誤り 春野甲殿地区普通財産 堤防用地として使用されており、本来は行政財産に該当するものと考えられる。農林水産課への所管換えを予定しているとのことであるため、所管換えとともに財産区分も普通財産から行政財産に変更することが望まれる。	管財課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 1 未利用土地 未-34 No.62685 1.【意見】財産区分の誤り 春野甲殿地区普通財産 行政財産に分類替えした上で、農林水産課に所管換えいたしました。
管財課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 1 未利用土地 未-35 No.62833、62834、62840 1.【意見】土地に関する情報の整理及び把握 春野仁ノ地区普通財産	管財課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 1 未利用土地 未-35 No.62833、62834、62840 1.【意見】土地に関する情報の整理及び把握 春野仁ノ地区普通財産

市町村合併により承継した資産に起こりやすい事象ではあるが、取得経緯、現在までの経緯が不明であることは適切ではない。特に当該土地は敷地範囲が広く、付近を県道が通っていることから、道路開発、沿岸部の防災等で確認が必要になることが想定される。本監査結果に加え、可能な限り当該土地に関する情報の整理を行い、安全性の観点から沿岸管理責任の所在を把握されたい。	登記簿等の調査により当該市有地に関する情報を整理いたしました。 また、管財課では、当該市有地の大部分は一級河川である仁淀川の河川区域に含まれているものと考えており、その場合、当該市有地の維持管理は、国（高知河川国道事務所）が行うことを確認いたしました。
管財課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 2 低利用土地 低-5 No.61441 1.【指摘】現況及び売払いの可否の整理 貸付地（交番①） 取得から現在の賃貸借契約の形態に至った経緯について、最低限の情報しか把握されていない。民間法人ビルの竣工は平成3年と築年数は40年近くなっていることから、今後、建て直し等の計画が出る可能性があり、また、交番の移転、シンボルの移管といった事由が生じることも十分に考えられる。そのような際に、市として、貸付けの継続、売払い、その他の活用といった可能性に対して、速やかな判断及び対応を行う上で、現在までの経緯の把握、整理及び文書化しておくべきである。	管財課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 2 低利用土地 低-5 No.61441 1.【指摘】現況及び売払いの可否の整理 貸付地（交番①） 今後の迅速な事務執行を図るため、当該土地について、これまでに収集・作成した資料を集約管理することといたしました。
管財課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 2 低利用土地 低-8 No.61457 2.【意見】賃貸借契約の対象となる物件の特定 貸付地（駐車場①） 各土地賃貸借契約書第1条（貸付物件）によれば、本市が貸し付ける土地の「所在」欄において、「高知市北久保	管財課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 2 低利用土地 低-8 No.61457 2.【意見】賃貸借契約の対象となる物件の特定 貸付地（駐車場①） 令和7年4月の契約更新時に土地使用貸借契約書に貸付けの範囲を明示した図面を添付いたしました。

1702 番の一部」と記載されているところ、このような記載では当該土地のどの部分を貸し付けているのかが明らかでない。貸付けに当たっては、当事者間において契約対象となる範囲が特定できるように、契約対象となる範囲を明らかにした図面を土地賃貸借契約書に添付することが望まれる。	
管財課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 2 低利用土地 低-8 No.61457 3.【指摘】公有財産規則に基づく普通財産の貸付けの徹底 貸付地（駐車場①） 当該物件の各土地賃貸借契約の締結に当たり、普通財産の貸付けに当たるものとして公有財産規則第24条に基づき起案紙が作成されているところ、同条第9号において貸付契約更新の場合は現在の契約書の写しを添付することになっているが、これが添付されていなかった。 また、契約保証金については、公有財産規則第30条第2項において、「市長が特にその必要がないと認めたとき」には契約保証金を不要とすることができる旨の定めがあるが、当該物件についての各土地賃貸借契約書には契約保証金の定めがなく、契約保証金を不要としているにもかかわらず、市長が特にその必要がないと認めたことを確認できる書面は見当たらなかった。連帯保証人についても、公有財産規則第31条ただし書きにおいて、「市長が特にその必要がないと認めたとき」には連帯保証人を立てなくてよい旨の定めがあるが、当該物件についての各土地賃貸借契約書には連帯保証人の定めがなく、連帯保証人を立	管財課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 2 低利用土地 低-8 No.61457 3.【指摘】公有財産規則に基づく普通財産の貸付けの徹底 貸付地（駐車場①） 令和7年度から契約保証金や連帯保証人を不要とする場合は、起案紙に根拠規定と不要とする理由を記載することといたしました。

てていないにもかかわらず、市長が特にその必要がないと認めたことを確認できる書面は見当たらなかった。 普通財産の貸付けに当たっては、公有財産規則に基づいて手続を行うことを徹底し、契約保証金や連帯保証人を不要とする場合には、起案紙にその旨及び根拠条文を記載するなどして「市長が特にその必要がないと認めたとき」に該当することが確認可能な書面を作成しておくべきである。	
管財課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 2 低利用土地 低-10 No.61468 2.【意見】賃貸借契約の対象となる物件の特定 貸付地（駐車場②） 土地賃貸借契約書第1条（貸付物件）によれば、本市が貸し付ける土地の「所在」欄において、「高知市春野町弘岡下2454番17の一部」という記載がなされているところ、このような記載では当該土地のどの部分を貸し付けているのかが明らかでない。貸付けに当たっては、当事者間において契約対象となる範囲が特定できるように、契約対象となる範囲を明らかにした図面を土地賃貸借契約書に添付することが望まれる。	管財課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 2 低利用土地 低-10 No.61468 2.【意見】賃貸借契約の対象となる物件の特定 貸付地（駐車場②） 令和7年4月の契約更新時に土地使用貸借契約書に貸付けの範囲を明示した図面を添付いたしました。
管財課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 2 低利用土地 低-10 No.61468 3.【指摘】公有財産規則に基づく普通財産の貸付けの徹底 貸付地（駐車場②） 当該物件の各土地賃貸借契約の締結に当たり、普通財産の貸付けに当たるものとして公有財産規則第24条に基づき	管財課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 2 低利用土地 低-10 No.61468 3.【指摘】公有財産規則に基づく普通財産の貸付けの徹底 貸付地（駐車場②） 令和7年度から契約保証金や連帯保証人を不要とする場合は、起案紙に根拠

起案紙が作成されているところ、同条第9号において貸付契約更新の場合は現在の契約書の写しを添付することになっているが、貸付契約を更新する物件についてこれが添付されていなかった。 また、契約保証金については、公有財産規則第30条第2項において、「市長が特にその必要がないと認めたとき」には契約保証金を不要とすることができる旨の定めがあるが、当該物件についての各土地賃貸借契約書には契約保証金の定めがなく、契約保証金を不要としているにもかかわらず、市長が特にその必要がないと認めたことを確認できる書面は見当たらなかった。連帯保証人についても、公有財産規則第31条ただし書きにおいて、「市長が特にその必要がないと認めたとき」には連帯保証人を立てなくてよい旨の定めがあるが、当該物件についての各土地賃貸借契約書には連帯保証人の定めがなく、連帯保証人を立てていないにもかかわらず、市長が特にその必要がないと認めたことを確認できる書面は見当たらなかった。 普通財産の貸付けに当たっては、公有財産規則に定めに基づいて手続を行うことを徹底し、契約保証金や連帯保証人を不要とする場合には、起案紙にその旨及び根拠条文を記載するなどして「市長が特にその必要がないと認めたとき」に該当することが確認可能な書面を作成しておくべきである。	規定と不要とする理由を記載することといたしました。
管財課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 2 低利用土地 低-17 No.62011 2.【意見】賃貸借契約の対象となる物件の特定 処分予定財産（荻町②）	管財課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 2 低利用土地 低-17 No.62011 2.【意見】賃貸借契約の対象となる物件の特定 処分予定財産（荻町②）

土地賃貸借契約書第1条（貸付物件）によれば、本市が貸し付ける土地の「所在」欄において、「高知市萩町一丁目304番・307番1の一部」という記載がなされているところ、このような記載では当該土地のどの部分を貸し付けているのかが明らかでない。貸付けに当たっては、当事者間において契約対象となる範囲が特定できるよう、契約対象となる範囲を明らかにした図面を土地使用貸借契約書に添付することが望まれる。	令和7年4月の契約更新時に土地使用貸借契約書に貸付けの範囲を明示した図面を添付いたしました。
管財課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 2 低利用土地 低-17 No.62011 3.【指摘】連帯保証人となる者の資力及び信用の確認 処分予定財産（萩町②） 高知市公有財産規則第31条本文によれば、「普通財産の貸付けを受けようとする者は、借受人の債務を弁済するに足る資力及び信用を有する連帯保証人を立てなければならない。」とされている。所管課へのヒアリングによれば、連帯保証人が「借受人の債務を弁済するに足る資力及び信用」を有するか否かについて確認していないとのことであった。貸付物件の用途にもよるが、当該貸付物件の用途は「資材置場」であり、民間会社への貸付けであることから、賃貸借契約終了時の原状回復が適切になされるよう、賃貸借契約の締結に先立ち、連帯保証人の資力等の確認のために資料等の提出を求めるべきである。また、同規則に基づき適切な連帯保証人と連帯保証契約を締結するため、連帯保証人の候補者に提出を求める資料等をあらかじめ整理しておくべきである。	管財課 第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 2 低利用土地 低-17 No.62011 3.【指摘】連帯保証人となる者の資力及び信用の確認 処分予定財産（萩町②） 令和7年4月の契約更新時に連帯保証人の資力を確認する資料として源泉徴収票を提出していただきました。また、契約保証金を不要とする理由については、起案紙に記載することといたしました。
管財課	管財課

第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 2 低利用土地 低-20 No.63164、63165 1.【意見】使用貸借契約の対象となる物件の特定 旧高知市立御畳瀬小学校 地域団体の代表者との間で締結されている土地使用貸借契約書第1条(貸付物件)によれば、本市が貸し付ける土地の「所在」欄において、「高知市長浜 209 番 1 の一部」と記載されているところ、このような記載では当該土地のどの部分を貸し付けているのかが明らかでない。貸付けに当たっては、当事者間において契約対象となる範囲が特定できるよう、契約対象となる範囲を明らかにした図面を土地使用貸借契約書に添付することが望まれる。	第4章 監査の結果及び意見（未利用土地、低利用土地） 2 低利用土地 低-20 No.63164、63165 1.【意見】使用貸借契約の対象となる物件の特定 旧高知市立御畳瀬小学校 令和7年4月の契約更新時に土地使用貸借契約書に貸付けの範囲を明示した図面を添付いたしました。
---	--